

郵便投票制度についてのご案内

身体に重度の障がいのある人及び介護保険法上の「要介護5」の人には郵便による不在者投票の制度があります。

次の表に該当する方は、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受けることにより、自宅等で投票することができます。

交付手帳等の種類	障がいの種類	級 等
身体障がい者手帳	両下肢・体幹または移動機能の障がい	1級または2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸または小腸の障がい	1級または3級
	免疫・肝臓の障がい	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障がい	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸または肝臓の障がい	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護者	要介護5

上記の郵便投票の対象者で、かつ次の表に該当する方（自筆で投票できない方）は、事前に手続きを行うことで「代理記載制度」を利用することができます。詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。

交付手帳等の種類	障がいの種類	級 等
身体障がい者手帳	上肢または視覚の障がい	1級
戦傷病者手帳	上肢または視覚の障がい	特別項症～第2項症

□不在者投票ができる期間

公示日（または告示日）の翌日から選挙期日の前日まで

☆郵便による不在者投票を行うには、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

【郵便等投票証明書の交付申請手続き】

①投票をする方（選挙人）は、市の選挙管理委員会に対し、選挙人が署名した申請書（※）に**身体障がい者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証の写しのいずれかを添えて**申請します。

※申請書は選挙管理委員会にあります。また、写しは本人確認ができる部分と障がい等の内容がわかる部分が必要です。詳しくは選挙管理委員会にお尋ねください。

②選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」が郵送されます。

- ・要介護者の「郵便等投票証明書」の有効期間は、交付の日から介護保険の被保険者証に記載されている要介護5の認定の有効期間の末日までです。
- ・要介護者以外の「郵便等投票証明書」の有効期間は交付の日から7年間です。
- ・**期限が切れた場合は再交付の申請が必要となります。**
- ・「郵便等投票証明書」の申請は、選挙とは関係なくいつでも受け付けています。

【郵便による投票手続き】

①選挙が行われると選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けている選挙人に投票用紙等の請求書が送られてきます。

- ・①で送られてきた請求書に必要事項を記入し、**「郵便等投票証明書」を同封して選挙期日4日前までに選挙管理委員会に到着するように**返送してください。

②選挙管理委員会から、自宅に投票用紙・投票用封筒の送付と、お預かりした「郵便等投票証明書」が返送されます。

③公示日（告示日）の翌日以降、投票用紙に記載をします。

- ・記入した投票用紙を専用の内封筒に入れ封をしたものを外封筒に入れます。
- ・外封筒に署名をしたのち、同封されている返信用封筒で選挙管理委員会に送り返します。

お問合せ
日田市選挙管理委員会
電話 22-8209